

政経倶楽部

政経一体となって日本創生を……

一般社団法人 政経倶楽部連合会

「1000人の坂本龍馬」を育て、 「日本創生」を目指しています。

今、日本を変えなければ日本の未来が危ない。政治家や官僚をはじめ誰もが責任を取らないこの時代に、日々の業績や自分の行動に責任をもって必死に戦っている中小企業経営者こそが中心になって積極的に政治を変えていこう。そして政権交代を実現し、適正な政権交代可能な政治システムを作ろう。そんな思いで2004年6月、政経倶楽部は創設されました。

発足以来、6年。2009年9月には、政権交代が現実のものとなりました。しかしながらこれで、政経倶楽部の目的が成就されたわけではありません。リーマンショックをはじめとする世界不況を経験した現在、私たちは、従来のアメリカ型資本主義の終わりを体感しています。これは経済だけに限りません。政治・社会システムにおいても格差などを広げたその弊弊は深く、このままでは、これからの日本の自立と成長を支えることは困難になってきています。

政治・経済・金融・安全保障・外交・資源・食糧自給・少子高齢化・年金医療・教育・治安など、あらゆる分野で大きな問題を抱えた日本。政治主導を掲げ政権交代を実現しながら、指導力不足を露呈した政権は早くも首相交代を余儀なくされました。国民に約束したマニフェストの実行すら覚束なくなっています。私たちはこのような政治家に、日本の今を、そして明日を任せていくわけにはいきません。

このままでは子供たちに安心して暮らせる日本を残すことができない。心から誇れる日本を取り戻すことができない。今、日本は未曾有の危機に瀕しています。

しかし、私たち政経倶楽部は、この危機を大きな転機、再生のチャンスと捉えています。日本を危機から救うのは、それを解決する志と能力を持った私たち政経倶楽部しかありません。危機からの「日本創生」は私たちに与えられた使命です。

私たち政経倶楽部は、新しい日本の政治・経済・社会システムを構築し、「日本創生」を実現するための機関として、新たに「日本政経連合総研」を立ち上げました。当会主席顧問である林英臣氏を中心に、閉塞した日本の政治・経済・社会システムを打ち破り、新しい21世紀の日本を形作る新しい政治・経済・社会システムを作り上げます。その礎となる人材の育成を計っていきます。

また、組織を強固にするため、志ある仲間を日本全国から集めています。必要に応じ地域支部を設け、「日本創生」を担う志ある多くの仲間作りを進めます。一般社団法人「政経倶楽部連合会」は、日本の未来を構築する21世紀の新しい政治・経済・金融・社会システムの創造を目的に、その担い手として「1000人の坂本龍馬」を育てます。「1000人の坂本龍馬」を世に出すことにより、「日本創生」を現実のものとしていきます。



3つの基本理念

政経倶楽部は、次の3つを国家の基本理念とし、「日本の創生」をめざす団体です。
この「3つの基本理念」のもと、「心の時代」にふさわしい理想、哲学を探究し、
世界のリーダーたる誇り高き日本の創生に取り組んでいます。

- (1) 相手を認め互いに必要としあう「共生文明の創造」
- (2) 国民の意識レベルを向上させる「高德国家の建設」
- (3) 世のため人のために働ける「公益経済の確立」

ビジョン

1. 政経倶楽部は、日本のみならず世界を託すことのできる「1000人の坂本龍馬」を育て、国政の場に送り込むことで総理大臣を輩出し「日本創生」を実現します。
2. 政経倶楽部に集う経営者は、日本創生のため大局的視点で国家経営に参画し、社会の公器としての使命を果たします。
3. 政経倶楽部に集う政治家と経営者は、対等の立場で一致団結し、日本創生のための政策立案を行います。



政策提言

政経倶楽部

国政報告会
講演会の実施

政策提言集発表
出版

政治家天命講座

朝食会、親睦会など
例会の開催

支部展開
東京、大阪、福岡、千葉 etc.

日本政経連合総研

企業経営者

政治家
政治家を志す者

政経倶楽部の三つの基本方針

日本創生のため政経倶楽部では「学ぶ」「伝える」「育てる」の三本柱で活動します。

学ぶ

朝食会・講演会・
研修旅行などの実施

毎月1回、朝食会もしくは夜の講演会・交流会を行っています。国会議員による「国政報告」や、ジャーナリスト・政治評論家による時事問題についての講演、専門家による東洋思想や日本史に関する講演等行っています。



野田財務大臣による国政報告（2010.6.17）

朝食会



企業訪問（㈱宮崎工業）



研修旅行（大山千枚田）

●ゲスト講師（一部）

〈国会議員〉

- ・野田佳彦衆議院議員（総理大臣）
- ・前原誠治衆議院議員
- ・蓮舫参議院議員
- ・長浜博行参議院議員
- ・田嶋要衆議院議員
- ・小西洋之参議院議員
- ・馬淵澄夫衆議院議員
- ・長島昭久衆議院議員
- ・武正公一衆議院議員
- ・石関貴史衆議院議員
- ・手塚仁雄衆議院議員
- ・北神圭朗衆議院議員
- ・松本剛明衆議院議員

・藤村修衆議院議員

- ・榛葉賀津也参議院議員
- ・近藤洋介衆議院議員

etc.

〈首長〉

- ・堂本暁子前千葉県知事
- ・松沢成文前神奈川県知事
- ・熊谷俊人千葉市長
- ・山田宏前杉並区長（日本創新党党首）
- ・中田宏前横浜市長（日本創新党代表幹事）
- ・松尾崇鎌倉市長

etc.

〈ジャーナリスト・文化人〉

- ・森田実氏
- ・寫信彦氏
- ・西田睦美氏（日経新聞）
- ・高畑昭男氏（産経新聞）
- ・山田厚史氏（朝日新聞）
- ・星 浩氏（朝日新聞）
- ・清水孝幸氏（東京新聞）
- ・岩上安身氏
- ・副島隆彦氏
- ・伊藤惇夫氏
- ・ベンジャミン・フルフォード氏
- ・朝比奈一郎氏（青山社中）
- ・西鋭夫氏

etc.

〈経営者〉

- ・樫野孝人氏（IMJ顧問）
- ・垣谷弓弦氏（㈱中野サンプラザ元代表取締役）
- ・北原茂実氏（医療法人社団 KNI 理事長）

etc.

〈歴史家・教育者〉

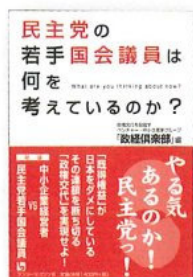
- ・林英臣氏（日本政経連合総研理事長）
- ・岡田幹彦氏（日本政策研究センター）
- ・藤原和博氏（杉並区立和田中学校・前校長）
- ・小坂文乃氏（梅屋庄吉曾孫）

etc.

（所属・役職は2011年9月末現在／順不同）

伝える

出版・広報・
ホームページ運営など



『民主党的若手国会議員は何を考えているのか?』



『真・日本再生』



『政策提言』

記者発表や、政策提言集の出版、ホームページの運営などを通じて政策提言を積極的に行います。

正会員は例会で会員スピーチの機会があります。

〈出版物〉

・『民主党的若手国会議員は何を考えているのか?』

ワンツーマガジン社 (2007年6月)

・『真・日本再生—政経倶楽部経営者からの提言』

桜出版 (2008年12月)

〈ホームページの開設〉 <http://www.seikei-club.jp>



『ホームページ』



第1回政策提言の発表 (2010.6.17)

育てる

「1000人の坂本龍馬」
を育成

若手地方議員、政治家天命講座への支援を通じて
「1000人の坂本龍馬」を育成します。

正会員は天命講座にオブザーバー参加できます。



政治家天命講座

〈林英臣氏プロフィール〉 松下政経塾 1期生。
政経倶楽部連合会主席顧問。日本政経連合総
研理事長。人間学経営研究所所長として、若手
政治家の養成に当たる。雅号は綜観(そうかん)。

一般社団法人 政経倶楽部連合会 会員規約

第1条 (会員)

本規約で会員とは、

- (1) 【学ぶ】日本・世界の現状を正確に把握し、そこに至る歴史的背景や考察を学ぶとともに、日本創生のための解決策、方法を学ぶ、
- (2) 【伝える】現在、未来のための大局に立った政策提言を行い、出版やホームページを通し継続的に情報を発信する、
- (3) 【育てる】日本のみならず世界の将来を託すことのできる若手政治家を育てる、
という一般社団法人 政経倶楽部連合会（以下「本会」という）の目的及びその事業に賛同し、本規約を承認し、入会を申し込んだ法人又は個人のうち、本会が入会を認めた者をいう。

第2条 (事業)

本会は次の事業を行う。

- (1) 学びの場としての、例会、講演会、研修旅行などを開催する。
- (2) 会員相互の信頼と親睦を深め、ネットワークをひろげるための交流会・親睦会などを開催する。
- (3) 政策提言集の出版や、ホームページを通し活動実績や提言を発信する。
- (4) 若手政治家育成のために政治家天命講座を支援する。
- (5) 政策研究のために日本政経連合総研を設置する。
- (6) 目的を遂行するために支部をつくり全国に会員を募る。
- (7) その他、本会の目的を達成するために必要な事業

第3条 (会員の種別)

- 1 会員は「正会員」と「サポーター会員」に区分する。なお、本会への入会を検討している法人又は個人で、正会員の紹介がある者は、「ビジター」として、例会等に参加することができる。
- 2 「正会員」は「法人特別会員」、「法人会員」、「一般会員」、「フェロー会員」の4種に分類する。

第4条 (会費、特典)

- 1 会員は別表に定める会費を支払うものとする。
- 2 会員は会員種別により、別表に定める特典を受けることができる。

第5条 (入会)

- 1 本会の正会員になろうとする者は、正会員1名以上の推薦を得て、入会申込書を理事長に提出し、理事会にて審査承認を受けなければならない。
- 2 本会のサポーター会員になろうとする者は、入会申込書を理事長に提出し、理事会にて審査承認を受けなければならない。

第6条 (退会)

- 1 所定の手続きにより、退会の申し出があったとき会員資格を喪失し退会する。
- 2 定款その他の規則に違反したとき、または、本会の名誉を傷つけ、本会の目的に反する行為をしたとき、その他、正当な事由があるとき、理事会の決議により、会員を退会させることができる。
- 3 前2項の場合のほか、会員は次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。

(1) 当該会員の死亡、または解散

(2) 第4条の支払い義務を3ヶ月以上履行しなかったとき。

4 前3項により会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い、義務を免れる。但し、会員がその資格を喪失しても、本会に既に納入した会費等そのほかの拠出金は、理由の如何を問わず返還しないこととする。

第7条 (賛助会員)

例会の講師は、理事会の承認を得て、賛助会員とすることができる。賛助会員は、月会費を不要とし、本会が運営する会合に会員と同額の費用で参加することができる。

第8条 (顧問)

本会の趣旨に賛同し、会の発展に協力する学識経験者を理事会の承認を得て顧問とすることができる。

第9条 (届出事項の変更)

- 1 会員は本会に届け出た法人名及び氏名、住所、電話番号及びメールアドレス等に変更が生じた場合には、遅滞なく本会に所定の方法により届け出ることとする。
- 2 前項の届出がないために本会からの通知、送付書類その他のものが延着し、または到着しなかった場合は、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなす。但し、前項の変更を行わなかったことに、やむを得ない事情がある場合にはこの限りではない。

第10条 (支部の設置等)

- 1 本会は、理事会の決議により支部を設置する。
- 2 支部は、支部長、副支部長その他の役員を置くことができる。但し、支部長は、原則として本会の理事が就任する。
- 3 支部運営に要する経費は、本会の費用をもって充当する。

第11条 (規約の改定)

本規約の改廃は理事会の決議によって行う。

(制定 2010 年 2 月 19 日 理事会)

(別表)

会員種別	会 費	特 典	備 考
正 会 員			
法人特別会員	月額 100,000 円	本人と社員 9 名まで 会員の費用で当会の 事業に参加できる	
法人会員	月額 20,000 円	本人と社員 1 名まで 会員の費用で当会の 事業に参加できる	
一般会員	月額 10,000 円	会員の費用で当会の 事業に参加できる	
フェロー 会員	月額 5,000 円	会員の費用で当会の 事業に参加できる	政治家及び 政治家を志 す者
サポーター会員			
サポーター 会員	月額 2,000 円	ビジターの費用で当会 の事業に参加できる	

一般社団法人 政経倶楽部連合会

<http://www.seikei-club.jp>

E-メール info@seikei-club.jp